

岐阜市建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

令和7年12月26日決裁

(趣旨)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、本市が発注するCCUSを活用するモデル工事（以下「CCUSモデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語は以下のとおり定義する。

- (1) CCUS 技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は、（一財）建設業振興基金である。
- (2) 受注者 発注者から直接建設工事を請け負った者であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (3) 下請負人 同法第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (4) 技能者 受注者及び下請負人の現場従事者をいう。
- (5) 事業者登録 CCUSに事業者を登録することをいう。
- (6) 技能者登録 CCUSに技能者を登録することをいう。
- (7) 管理者ID（現場管理者）登録 受注者がCCUSに現場管理者を登録することをいう。
- (8) カードリーダー CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (9) 現場利用料（カードタッチ費用） CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、受注者が支払いを行う費用をいう。
- (10) 対象期間 CCUSモデル工事の現場において、技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、契約工期から準備期間、不稼働日および後片付け期間を除いた期間とする。ただし、工事着手日までに、事業者登録、技能者登録、管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録がすべて完了した日の翌日を期間の始まりとする。

(対象工事)

第3条 CCUSモデル工事は、本市が発注する予定価格5,000万円以上を対象とする。

また、予定価格5,000万円未満の工事であっても、工事着手までに受注者からCCUSの活用について、申し入れがあった場合は、受発注者の協議によりCCUSモデル工事として適用できるものとする。

ただし、次に掲げる工事は、原則として対象としない。

- (1) 工場製作のみの工事、災害復旧工事、通年維持工事
- (2) 発注時に想定する実働日数が30日未満の工事
- (3) 発注担当部署がCCUSモデル工事になじまないと判断した工事

(入札公告及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告文及び特記仕様書においてCCUSモデル工事である旨を以下のとおり記載する。

入札公告文への記載例

1 一般競争入札に付する事項 ・・・ () 建設キャリアアップシステム活用モデル工事 適用する。

特記仕様書への記載

建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施 本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事です。詳細は「岐阜市建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」に基づき実施すること。
--

(実施方法等)

第5条 受注者は、CCUSモデル工事について、以下のとおり実施するものとする。

(1) 受注者は、工事着手前に、実施項目と達成基準等を施工計画書に記載し、発注者に提出すること。

実施項目	達成基準
① 事業者登録	受注者
② 技能者登録	1名以上
③ 管理者ID(現場管理者)登録	当該現場の登録
④ カードリーダー等の設置	当該現場への機器設置
⑤ 就業履歴の蓄積	実働日数30日以上の蓄積

(2) 受注者は、対象期間終了後、速やかに当該現場におけるCCUSの達成状況及びCCUS活用にかかる費用が確認できる資料を発注者に提出すること。

【達成状況が確認できる書類の例】

実施項目	確認できる書類の例
① 事業者登録	CCUS事業者情報登録完了メール若しくは、当該現場に係る現場利用料の明細等の写し
② 技能者登録	CCUS技能者情報登録完了メール若しくは、当該現場に係る現場利用料の明細等の写し
③ 管理者ID(現場管理者)登録	現場利用料の請求書若しくは、現場・契約情報等の写し
④ カードリーダー等の設置	当該現場の設置状況写真
⑤ 就業履歴の蓄積	当該現場に係る現場利用料の明細若しくは、就業履歴一覧等の写し

2 受注者の責によらない不測の事態が生じ、CCUSモデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議によりCCUSモデル工事の対象外とすることができる。

(工事成績評定点の加点)

第6条 当該現場において、前条第1項第1号に定めるすべての実施項目について、達成基準を満たしたと認められる場合は、岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）第5条第3項の規定に基づき、「創意工夫」において、1点加点するものとする。

なお、工事請負契約締結前に事業者登録や技能者登録を行っている場合は、条件を満たしているものとする。

また、前条第2項の規定によりCCUSモデル工事の対象外となった場合及び達成基準が未達成の場合であっても、工事成績評定点を減点する措置は講じないものとする。

(CCUS活用にかかる費用)

第7条 CCUS活用にかかるカードリーダー等の設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）等については、それぞれ以下のとおり変更設計時に受注者から提出された支出実績に基づき、現場管理費として積上げ計上するものとする。

この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。

(1) カードリーダー等の設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する（新規購入に限る）。

このほか、顔認証カメラや顔認証型リーダーで入構管理を行う場合についても、支出実績に基づき費用を計上する（新規購入に限る）。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、受注者の負担とする。

【カードリーダー、顔認証カメラ、顔認証型リーダーの費用】

現場で使用するOS	単価（円／台）	備考
Windows	10,000円（税抜）を上限	原則、1工事あたり1台とする
iOS	30,000円（税抜）を上限	

(2) 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者から提出された当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、費用を計上する。

なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

(3) その他

前2号に定めのない費用は、受注者の負担とする。

(補 則)

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。